

石川県公報

令和2年3月31日(火曜日)

号 外

(第22号)

目 次

規 則
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室) 1

○石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 1

規 則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「第二号から第八号までに」を「次の各号のいずれにも」に改め、同項第一号中「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法)に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。又は準耐火建築物(「(同号ロ)を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。)」の下に「(保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十七号

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十六年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「第十一条第三項第二号から第八号まで」を「第十一条第三項各号」に改める。

第十二条の表第十一条第三項第一号の項を次のように改める。

第十一条第三項第一号	耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第一条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物
------------	---	---

附則第二項中「五年間」を「十年間」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

